

社発第T-416号
2026年9月1日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表執行役社長 下山田 守邦

新株予約権無償割当てに伴う貸借取引の権利処理について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、SAAF ホールディングス(株)は、同社株主に対して、同社新株予約権を無償で割当てることとしておりますが、貸借取引における当該権利の処理につきましては、「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」（以下「権利処理要領」という。）に基づき東京証券取引所（以下「東証」という。）および PTS 運営業者（以下、これらを総称して「東証等」という。）と協議のうえ、下記のとおり実施することといたしましたのでご通知申し上げます。

また、当該権利処理において注意事項（別紙参照）がございますので、権利入札担当者および引受・落札を希望されるお客様に対してご周知いただきますようお願いいたします。

敬 具

記

1. 銘柄および割当日等（注1）

【東京証券取引所市場分および PTS 分】

銘柄 (コード)	売買単位	基準日	新株予約権の割当	行使価額	最低引受株数 (親株ベース)
SAAF ホールディングス(株) (1447) (注2)	100 株	9 月 14 日 (月)	SAAF ホールディングス(株) 株式 1 株につき 新株予約権 1 個 (注2)	1 株につき 1 円	100 株

(注) 1. 新株予約権の詳しい内容につきましては、SAAF ホールディングス(株)発表の各資料に記載されておりますので、適時開示情報閲覧サービス等でご確認ください。

2. 引受申込においては SAAF ホールディングス(株)株式の銘柄コード (1447) を使用し、権利入札申込においては SAAF ホールディングス(株)第 1 回 A 新株予約権の当社指定コード (14474) を使用してください。

2. 融資利用貸借取引参加者の新株引受申込み

9 月 10 日 (木) 16 時より

日証金ネットの「新株引受申込」画面から、取引所区分毎に、申込株数が融資株数の範囲内かつ最低引受株数の整数倍となるようにお申込み下さい。

3. 入札個数の発表日時

9月10日（木）18時45分※

入札個数は、日証金ネットの「権利入札株数照会」画面および東証 Target 内日証金サイトによりご案内いたします。

4. 入札日時および方法

9月11日（金） 11時30分～11時50分（時間厳守）

日証金ネットの「権利入札申込」画面または「権利入札申込アップロード」画面から、取引所区分「東証」でお申込み下さい。

5. 入札の申込み個数

新株予約権 100 個

新株予約権 100 個（日証金ネットの画面上は 100 株）の整数倍でお申込み下さい。

6. 入札値段の申込み単位

10 銭

7. 入札値段の取扱いについて

権利入札対象の新株予約権は取引所に上場しない予定であることなどから、入札日午前立会における普通株式の最終価格から普通株式 1 株を取得するための行使価額を控除した価格の上下一定の範囲内（最終価格の上下 7% の範囲内）（2005 年 12 月 9 日社発第 T-765 号）の値段による入札を採用する取扱いは適用しないことといたします。ただし、東証等と協議のうえ、不適当と認められる価格による入札については除外することがあります。

8. 入札によって全個消化できなかった場合の特別な取扱いについて

上記 4. による入札後の不足個数については、再入札を行います（再入札の受付時間は当日別途ご通知いたします。）。再入札でも全個消化しない場合には、「権利処理要領」別表「権利処理価額算出に関する表」第 2 項に定める計算式により権利処理価額を算出することとし、この場合、未処分については、落札総代金には含めませんが、落札個数には含めることとします。

なお、本項の取扱いになる場合、権利処理価額の発表時間が大幅に遅延いたしますので、予めご了承ください。

9. 新株予約権の引受・落札代金払込日

9月15日（火）

10. 貸借値段に係る取扱い

当該銘柄について、権利落日となる 9 月 11 日（金）に金融商品取引所のいずれにおいても最終値段がない場合には、一定の順位により選択した金融商品取引所の基準値段を権利落日の貸借値段といたします。

11. 株式の無償割当てに係る貸借担保金代用有価証券の取扱いについて

担保として差入中の上記 1. に記載の銘柄については 9 月 14 日（月）までにお引き出し下さい。なお、担保としての受け入れは、翌営業日の 9 月 15 日（火）より再開いたします。

以 上

【注意事項】**(1) 引受および入札参加者の除外について**

①SAAF ホールディングス㈱（以下「同社」という。）が2026年8月3日に開示した「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）」に基づく共同協調行為の追加認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び臨時株主総会において株主意思確認を行うことに関するお知らせ」記載の第1回A新株予約権発行要項に定義される「非適格者」（以下、単に「非適格者」という。）に該当する者および②落札した新株予約権を「非適格者」に該当する者に直接もしくは間接に譲渡する者、または、それがなされる可能性を認識している者は、本件引受および権利入札には参加できません。（以下、①および②に該当する者を「非適格者等」といいます。）

「非適格者等」が引受および入札に参加した場合、権利処理に関する手続きに重大な支障をきたすこととなります。つきましては、貸借取引の公正な運営に資する観点から、ご協力賜りますようお願いいたします。

<貸借取引参加者が自己分として引受および入札する場合>

貴社が「非適格者等」に該当しないことをご確認のうえ、引受のお申込およびご入札いただくようお願いいたします。

<貸借取引参加者が顧客からの申込みを受けて顧客分として引受および入札する場合>

申込みを受けた顧客が「非適格者等」に該当しないことをご確認のうえ、引受のお申込およびご入札いただくようお願いいたします。

(2) 新株予約権の譲渡手続き等

引受・落札された本新株予約権については、同社取締役会から譲渡に関する承認を得たうえで、引受・落札者に対して譲渡いたします。譲渡にかかる具体的な手続きにつきましては、引受・落札後に別途ご連絡いたします。お手続きの流れは次の通り予定しております。

- ① 当社は、同社に対し、新株予約権の割当ての効力発生日以降速やかに、新株予約権を当社から引受・落札貸借取引参加者に譲渡するための譲渡承認請求を行います。また、入札により落札した貸借取引参加者は、これを顧客に譲渡する場合、同社に対し譲渡承認請求を行う必要があります。
- ② 上記①の譲渡承認請求が同社取締役会において承認された後、新株予約権原簿の名義を当社から譲渡先である引受・落札貸借取引参加者または顧客に書き換える手続きが行われます。

(3) 権利処理を中止する可能性について

9月11日（金）の権利処理価額発表前までに、次のいずれかの状況となった場合においては、本通知にかかる権利処理を行わないことといたします。

- ①同社が新株予約権の無償割当てを中止した場合
- ②当社が同社から、「非適格者」に該当すると判断された場合

(4) その他の注意事項について

次の各場合においても、本権利処理（権利入札を含む）を無効にすることはありません。

- ①権利処理価額発表後に同社による新株予約権無償割当てが中止された場合
- ②同社による新株予約権の無償取得（対価を伴わないもの）が行われた場合
- ③同社による新株予約権の譲渡承認が認められない場合

(5) その他の注意事項について

本権利処理については、権利入札の結果、権利処理価額が市場価格等から想定される価額を大きく下回る可能性がございます。

また、本権利処理（権利入札を含む）に関していかなる損失等が発生した場合においても、当社は一切責任を負わないものとします。

以 上